

一般社団法人 日本自己血輸血・周術期輸血学会 定款施行細則

第3章 評議員の選出

細則 第4条 評議員候補者

1. 自己血輸血学あるいは周術期輸血学に関して功績のある者*
2. 理事長が1以上の業績があるとして推薦した者

* 「自己血輸血学に関して功績のある者」については下記(1)～(4)の条件をすべて満たすこと。

- (1) 会員歴満2年以上の者であること。
- (2) 自己血輸血の業務経験(貯血式・回収式・希釈式)が2年以上、30症例以上あるものであること。
- (3) 日本自己血輸血・周術期輸血学会会誌(以下、「自己血輸血」)に筆頭または共著者としての論文が1篇以上掲載されていること。
- (4) 査読によって論文の採否を決めている学会誌に筆頭者としての自己血輸血学あるいは周術期輸血学に関する論文が原著論文・症例報告・総説・その他の論文として1篇以上あること。

なお、日本自己血輸血学会会誌の論文が筆頭著者の場合は上記(4)の条件を満たしているものとする。

細則 第5条 評議員候補者申請の手続き

評議員候補者は、履歴書(様式1)、業績目録(様式2)、別刷り(数編)とともに評議員1名の推薦状(様式3)を添えて、事務局宛に提出する。

細則 第6条 評議員審査委員会

常務理事会は前条の評議員候補者適格性を審査する。

細則 第7条 評議員の委嘱

理事長は、評議員審査の結果を社員総会に報告し、承認を得て評議員候補者に対して評議員を委嘱する。評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、再任時には評議員の継続の意志を理事長が確認する。

細則 第8条 評議員の退任

1. 評議員は、年齢72歳に達した後、初めて開催される社員総会をもってその任を終える。